



長野県報

3月31日(金)
平成18年
(2006年)
号 外

目 次

規 則

長野県企業局の組織に関する規程の一部を改正する管理規程(経営企画課) 2

告 示

県・市町村職員交流研修規程(昭和54年長野県告示第175号)の一部改正(市町村課) 6

長野県看護職員修学資金貸与規程の一部改正(医務課) 6

長野県収用委員会運営規程の一部改正(建築管理課土地・景観室)16

訓 令

長野県庁消防規程の一部改正(管財課)16

長野県文書規程の一部改正(情報公開課)17

長野県マイクロフィルム文書管理規程の一部改正(情報公開課)20

長野県公印規程の一部改正(情報公開課)20

職員安全衛生管理規程の一部改正(職員サポート課)24

長野県交通安全運動推進本部設置規程の一部改正(生活文化課)25

教育長の権限に属する事務処理規程の一部改正(教育振興課)25

長野県教育委員会公印規程の一部改正(教育振興課)25

長野県教育委員会文書規程の一部改正(教育振興課)26

兼務に関する規程の一部改正(教育振興課)28

職に関する任免の一部改正(教育振興課)29



長野県企業局の組織に関する規程の一部を改正する管理規程を次のように制定します。

平成18年3月31日

長野県公営企業管理者 古 林 弘 充

長野県公営企業管理規程第3号

長野県企業局の組織に関する規程の一部を改正する管理規程

長野県企業局の組織に関する規程(昭和42年長野県公営企業管理規程第27号)の一部を次のように改正する。

第2条の見出し中「課」を「チーム」に改め、同条中「課を」を「チームを」に改め、同条各号を次のように改める。

- (1) 経営企画チーム
- (2) 事業チーム

第4条の見出しを「(経営企画チーム)」に改め、同条第1項中「経営企画課」を「経営企画チーム」に改め、同項第25号中「事業課」を「事業チーム」に改め、同条第2項中「経営企画課」を「経営企画チーム」に改める。

第5条の見出しを「(事業チーム)」に改め、同条中「事業課」を「事業チーム」に、「経営企画課」を「経営企画チーム」に改める。

第14条、第19条の2及び第22条中「課」を「チーム」に改める。

第26条第1項中「課」を「チーム」に改め、同条第3項中「課に、課」を「チームに、チーム」に、「課付」を「チーム付」に改める。

第31条第1項中「の課」を「のチーム」に、「課等」を「チーム等」に改め、同条第2項中「課等」を「チーム等」に改める。

第32条中「課」を「チーム」に改める。

別表第3を次のように改める。

(別表第3)(第14条関係)

発電管理事務所の内部組織

所別	名称	位置	分掌事務
南 信 発 電 管 理 事 務 所	総務チーム		(1) 人事、会計、工事事務その他庶務に関する事項 (2) 他のチーム又は管理所の所掌に属さない事項
	管理チーム		(1) 美和発電所、春近発電所、西天竜発電所、与田切発電所、奥木曾発電所及び高遠ダムの電気施設の維持管理に関する事項 (2) 土木施設等の維持管理に関する事項 (3) 技術に関する事項
	制御チーム		(1) 発電計画及び統計に関する事項 (2) 発電所の運転に関する事項
	南部管理所	下伊那郡 松川町	四徳発電所、小洪第1発電所、小洪第2発電所、小洪第3発電所、大鹿発電所及び大鹿第2発電所の電気施設の維持管理に関する事項
	高遠ダム管理所	伊那市	高遠ダムの操作に関する事項
北 信 発 電 管 理 事 務 所	総務チーム		(1) 人事、会計、工事事務その他庶務に関する事項 (2) 管理チーム又は管理所の所掌に属さない事項
	管理チーム		(1) 電気、土木施設等の維持管理に関する事項 (2) 技術に関する事項 (3) 発電計画及び統計に関する事項 (4) 裾花発電所及び奥裾花発電所の運転及び湯の瀬ダムの操作に関する事項
	菅平ダム発電管理所	上田市	菅平発電所の運転及び菅平ダムの操作に関する事項

別表第6の2及び別表第7を次のように改める。

(別表第6の2)(第19条の2関係)

水道管理事務所の内部組織

名称	分掌事務
業務チーム	(1) 人事、会計、工事事務その他庶務に関する事項 (2) 料金徴収に関する事項 (3) 管理チームの所掌に属さない事項
管理チーム	(1) 施設の運転及び管理並びに水質管理に関する事項 (2) 工事の設計、施行及び監督に関する事項

(別表第7)(第22条関係)

水道用水管理事務所の内部組織

名称	分掌事務
業務チーム	人事、会計、工事事務その他庶務に関する事項及び管理チームの所掌に属さない事項
管理チーム	(1) 施設の運転及び管理並びに水質管理に関する事項 (2) 工事の設計、施行及び監督に関する事項

別表第10中

「

課	課長	課務の掌理及び所属職員の指揮監督

」

を

「

チーム	チームリーダー	チームの事務の掌理及び所属職員の指揮監督

」

に、「課の」を「チームの」に改め、同表の経営企画課の項及び事業課の項を次のように改める。

経営企画チーム	企業出納員	地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第28条第3項に規定する職務
	職員相談員	企業職員の相談
	産業医	労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第13条に規定する職務
	総括安全衛生管理者	職員安全衛生管理規程第5条に規定する職務
	主任安全衛生管理者	職員安全衛生管理規程第6条に規定する職務
	衛生管理者	労働安全衛生法第12条第1項に規定する職務
	運転技師	自動車の運転業務
	給与審査幹	職員の扶養親族の認定等に関する事務の総括掌理
事業チーム	主任専門指導員	専門指導員としての職務及び専門指導員の事務の総括掌理
	副主任専門指導員	専門指導員としての職務及び主任専門指導員の職務遂行の補佐
	専門指導員	専門的な技術指導及び工事の検査
	無線従事者	電波法(昭和25年法律第131号)第39条に規定する職務
	水道技術管理者	水道法(昭和32年法律第177号)第19条第2項に規定する職務

別表第12の現地機関の項中

「課長」を

「チームリーダー」に、「課務」を「チームの事務」に改める。

附則

(施行期日)

1 この管理規程は、平成18年4月1日から施行する。

(長野県企業局職員宿舍管理規程の一部改正)

2 長野県企業局職員宿舍管理規程(昭和36年長野県公営企業管理規程第7号)の一部を次のように改正する。

第3条中「事業課長」を「事業チームリーダー」に、「経営企画課長」を「経営企画チームリーダー」に改める。

第4条及び第6条第2項中「経営企画課長」を「経営企画チームリーダー」に改める。

第16条(見出しを含む。)中「経営企画課長」を「経営企画チームリーダー」に改める。

様式第1号及び様式第3号中「経営企画課長 様」を「経営企画チームリーダー 様」に改める。

(長野県企業局被服等貸与規程の一部改正)

3 長野県企業局被服等貸与規程(昭和36年長野県公営企業管理規程第8号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項及び第8条(見出しを含む。)中「経営企画課長」を「経営企画チームリーダー」に改める。

(長野県企業局文書取扱規程の一部改正)

4 長野県企業局文書取扱規程(昭和36年長野県公営企業管理規程第9号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「課」を「チーム」に改め、同条第3号中「課長」を「チームリーダー」に、「課の」を「チームの」に改め、同条第6号中「主管課」を「主管チーム」に、「課を」を「チームを」に改め、同条第7号中「主管課長」を「主管チームリーダー」に、「主管課の」を「主管チームの」に改め、同条第8号中「主務課」を「主務チーム」に、「課を」を「チームを」に改める。

第4条第1項中「課」を「チーム」に改め、同条第2項中「課長」を「チームリーダー」に改め、同条第3項中「課長」を「チームリーダー」に、「当該課」を「当該チーム」に改める。

第4条の2の見出しを「(チームリーダー等の職責)」に改め、同条中「課長」を「チームリーダー」に改める。

第4条の3中「主管課長」を「主管チームリーダー」に改める。

第5条(見出しを含む。)中「経営企画課長」を「経営企画チームリーダー」に改める。

第9条第1項中「経営企画課長」を「経営企画チームリーダー」に改める。

第10条第1項中「課名」を「チーム名」に改める。

第12条の3第2項中「経営企画課長」を「経営企画チームリーダー」に、「主管課長」を「主管チームリーダー」に改め、同条第3項及び第4項中「主管課長」を「主管チームリーダー」に改める。

第16条の2第2項中「主管課長」を「主管チームリーダー」に、「経営企画課長」を「経営企画チームリーダー」に改める。

第17条第2項中「経営企画課長」を「経営企画チームリーダー」に改める。

第17条の2中「関係課長」を「関係チームリーダー」に改める。

第22条の見出し及び同条第4項中「主管課又は主務課」を「主管チーム又は主務チーム」に改める。

第23条中「経営企画課長」を「経営企画チームリーダー」に改める。

第24条第1項中「経営企画課に」を「経営企画チームに」に改め、同項第1号中「課及び課長」を「チーム及びチームリーダー」に、「主管課」を「主管チーム」に改め、同項第3号中「主管課」を「主管チーム」に改め、同項第4号中「主管課長」を「主管チー

ムリーダー」に改め、同項第5号中「主管課」を「主管チーム」に改め、同項第6号中「課及び課長」を「チーム及びチームリーダー」に、「主管課」を「主管チーム」に改め、同項第7号中「主管課」を「主管チーム」に改め、同項第9号中「主管課」を「主管チーム」に、「経営企画課長」を「経営企画チームリーダー」に改め、同項第10号中「経営企画課長」を「経営企画チームリーダー」に改め、同条第2項中「経営企画課」を「経営企画チーム」に改める。

第25条第1項中「主管課」を「主管チーム」に改め、同条第2項中「課長」を「チームリーダー」に改める。

第25条の2中「主管課長」を「主管チームリーダー」に改める。

第26条中「課長」を「チームリーダー」に改める。

第31条第1項中「経営企画課長」を「経営企画チームリーダー」に、「経営企画課」を「経営企画チーム」に改める。

第32条第1項中「経営企画課」を「経営企画チーム」に改める。

第33条第1項中「経営企画課」を「経営企画チーム」に、「主管課」を「主管チーム」に改め、同条第2項及び第3項中「主管課」を「主管チーム」に改める。

第37条第1項第1号、第3号、第5号及び第7号、第40条第1項第1号並びに第47条中「主務課」を「主務チーム」に改める。

別表第1の1 本庁の基本分類の項中「課」を「チーム」に改め、同表の2 所の(1)あ課制をしく所中「課制」を「チーム制」に改め、同(1)の基本分類の項中「課」を「チーム」に改める。

別表第2の1 本庁中「課長名に」を「チームリーダー名に」に、「課長名」を「チームリーダー名」に改める。

別表第3の1 本庁中「課の」を「チームの」に改め、

「経営企画事業課」を「経営企画チーム事業チーム」に改める。

様式第1号中「課」を「チーム」に改める。

様式第2号中「主管(務)課名」を

「主管(務)チーム名」に、「主管(務)課名」を

「主管(務)チーム名」に改める。

様式第3号中「| 課長 |」を「| チームリーダー |」に、

「課長」を「チームリーダー」に改める。

様式第4号の起案用紙甲中「| (何々) 課 |」を

「| (何々) チーム |」に、「(何々) 課長」を

「(何々) チームリーダー」に改める。

様式第5号の起案用紙乙中「長野県企業局 課長」を「長野県企業局 チームリーダー」に改める。

様式第7号中「長野県企業局 (何々) 課長」を「長野県企業局 (何々) チームリーダー」に改める。

様式第8号及び様式第11号中「課」を「チーム」に改める。

様式第12号中「課」を「チーム」に改める。

様式第12号の2中「係」を「ユニット」に改める。

様式第12号の3中「保存文書目録 課」を「保存文書目録 チーム」に改め、同様式の

備考の3中「主管課又は主務課」を「主管チーム又は主務チーム」に改める。

様式第13号の特殊文書等収配カードの本庁用中

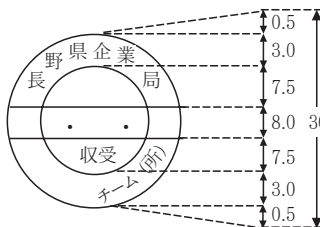
「課」を「チーム」に、「| 課長 |」を

「| チームリーダー |」に改め、同様式の現地機関用中

「| 課長 |」を「| チームリーダー |」に改める。

様式第14号を次のように改める。

(様式第14号)(第25条、第37条関係)
(収受印)



(備考) 寸法の単位は、ミリメートルである。

様式第16号中「課」を「チーム」に改める。

(長野県企業局公印規程の一部改正)

5 長野県企業局公印規程(昭和36年長野県公営企業管理規程第10号)の一部を次のように改正する。

第4条、第7条及び第8条第2項中「経営企画課長」を「経営企画チームリーダー」に改める。

別表の長野県公営企業管理者印の項及び長野県公営企業管理者職務執行者印の項中「経営企画課長」を

「経営企画チームリーダー」に改め、同表の長野県企業局本庁の課印の項及び長野県企業局本庁の課長印の項を次のように改める。

長野県企業局本庁のチーム印	長野県企業局本庁のチームリーダー	方 36	長野県企業局何々チーム印
長野県企業局本庁のチームリーダー印	同上	方 21	長野県企業局何々チームリーダー印

(長野県企業局職員分限懲戒委員会規程の一部改正)

6 長野県企業局職員分限懲戒委員会規程(昭和40年長野県公営企業管理規程第1号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「課長(課長相当職)」を「チームリーダー(チームリーダー相当職)」に改める。

(長野県企業局事務処理規程の一部改正)

7 長野県企業局事務処理規程(昭和42年長野県公営企業管理規程第28号)の一部を次のように改正する。

第3条中「課長等」を「チームリーダー等」に改める。

第6条第2項及び第4項中「課長」を「チームリーダー」に改める。

第8条第2項中「経営企画課長」を「経営企画チームリーダー」に、「事業課長」を「事業チームリーダー」に改め、同条第3項及び第5項中「課長」を「チームリーダー」に改める。

別表第3の7中「課長」を「チームリーダー」に改める。

別表第4中「課長が」を「チームリーダーが」に改め、同表の1の(2)、同(4)及び同表の2の(1)中「経営企画課長」を「経営企画チームリーダー」に改める。

(長野県公営企業財務規程の一部改正)

8 長野県公営企業財務規程(昭和42年長野県公営企業管理規程第15号)の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「課長」を「チームリーダー」に改め、同条第5号中「事業主管課長」を「事業主管チームリーダー」に、「経営企画課長及び事業課長」を「経営企画チームリーダー及び事業チームリーダー」に改め、同条第8号中「課長等」を「チームリーダー等」に、「課長及び」を「チームリーダー及び」に改める。

第6条第1項中「事業主管課長」を「事業主管チームリーダー」に、「経営企画課長」を「経営企画チームリーダー」に改め、同条第2項中「経営企画課長」を「経営企画チームリーダー」に改める。

第8条第1項及び第2項中「経営企画課長」を「経営企画チームリーダー」に、「事業主管課長」を「事業主管チームリーダー」に改める。

第9条第1項中「経営企画課長」を「経営企画チームリーダー」に、「事業主管課長」を「事業主管チームリーダー」に改め、同条第2項中「事業主管課長」を「事業主管チームリーダー」に改める。

第10条第1項及び第2項中「事業主管課長」を「事業主管チームリーダー」に改め、同条第3項中「事業主管課長」を「事業主管チームリーダー」に、「経営企画課長」を「経営企画チームリーダー」に改める。

第11条第1項中「事業主管課長」を「事業主管チームリーダー」に改め、同条第2項中「事業主管課長」を「事業主管チームリーダー」に、「経営企画課長」を「経営企画チームリーダー」に改める。

第12条中「事業主管課長」を「事業主管チームリーダー」に、「経営企画課長」を「経営企画チームリーダー」に改める。

第13条中「事業主管課長は」を「事業主管チームリーダーは」に、「経営企画課長に」を「経営企画チームリーダーに」に改め、同条第2号中「経営企画課長」を「経営企画チームリーダー」に改め、同条第4号中「事業主管課長」を「事業主管チームリーダー」に改める。

第14条第1項中「事業主管課長」を「事業主管チームリーダー」に、「経営企画課長」を「経営企画チームリーダー」に改め、同条第2項中「経営企画課長」を「経営企画チームリーダー」に改め、同条第3項及び第5項中「経営企画課長」を「経営企画チームリーダー」に、「事業主管課長」を「事業主管チームリーダー」に改める。

第19条第1項第2号中「課長」を「チームリーダー」に改める。

第74条中「事業主管課長」を「事業主管チームリーダー」に改める。

第80条中「経営企画課長」を「経営企画チームリーダー」に改める。

第94条中「課長等」を「チームリーダー等」に、「課等」を「チーム等」に改める。

第96条及び第98条第1項中「課長等」を「チームリーダー等」に改める。

第99条中「すみやかに課長等」を「速やかにチームリーダー等」に改める。

第101条中「課長等」を「チームリーダー等」に改める。

第105条第1項中「経営企画課長」を「経営企画チームリーダー」に改め、同条第2項中「課長等」を「チームリーダー等」に、「経営企画課長」を「経営企画チームリーダー」に改める。

第106条第1項中「経営企画課長」を「経営企画チームリーダー」に改める。

第109条第1項中「課長等は、課」を「チームリーダー等は、チーム」に改め、同条第2項の表中

「

財産管理者	課長等
-------	-----

を

「

財産管理者	チームリーダー等
-------	----------

に、

「

経営企画課長
課長等

を「

経営企画チームリーダー
チームリーダー等

に

改め、同条第3項中「課長等」を「チームリーダー等」に改め、同条第4項中「課長等」を「チームリーダー等」に、「事業主管課長を経て経営企画課長」を「事業主管チームリーダーを経て経営企画チームリーダー」に改める。

第110条中「課長等」を「チームリーダー等」に改める。

第112条第2項中「経営企画課長」を「経営企画チームリーダー」に改める。

第129条中「事業主管課長」を「事業主管チームリーダー」に、「経営企画課長」を「経営企画チームリーダー」に改める。

第130条第2項中「事業主管課長」を「事業主管チームリーダー」に改める。

第131条中「事業主管課長」を「事業主管チームリーダー」に、「行なわなければ」を「行わなければ」に改める。

第132条及び第133条中「経営企画課長」を「経営企画チームリーダー」に改める。

第134条中「事業主管課長」を「事業主管チームリーダー」に、「経営企画課長」を「経営企画チームリーダー」に改める。

第137条中「経営企画課長」を「経営企画チームリーダー」に改める。

様式第1号中「課(所)」を「チーム(所)」に改める。

様式第3号中「課長」を「チームリーダー」に改める。

様式第4号及び第5号中「

経営企画課長

を

「

経営企画チームリーダー

」に改める。

様式第17号中「所属課、(所)」を
「所属チーム、(所)」に改める。

様式第28号中「課(所)長」を
「チームリーダー(所長)」に改める。

様式第40号中「課(所)長」を「チームリーダー(所長)」に改める。

様式第42号及び第44号中「住所(課、所)」を「住所(チーム、所)」に改める。

様式第46号の2中「主務課(所)」を
「主務チーム(所)」に改める。

様式第46条の3中「課(所)」を「チーム(所)」に、
「主務課所」を「主務チーム(所)」に改める。

様式第53号及び様式第54号中「主管課(所)」を

「主管チーム(所)」に改める。

様式第55号中「課(所)長 係長 係」を
「チームリーダー(所長) ユニットリーダー ユニット」

に、「課(所)長 回議」を
「チームリーダー(所長) 回議」に、「主務課(所)」を
「主務チーム(所)」に改め、同様式の備考の2中「出納課所」
を「出納チーム(所)」に改める。

様式第56号中「課(所)」を「チーム(所)」に改める。
(企業職員の給与に関する規程の一部改正)

9 企業職員の給与に関する規程(昭和43年長野県公営企業管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

別表第2の本庁の課長の項中「課長」を「チームリーダー」に改める。

経営企画課



長野県告示第297号

県・市町村職員交流研修規程(昭和54年長野県告示第175号)の一部を次のように改正します。

平成18年3月31日

長野県知事 田中康夫

第13条の見出し中「主務課」を「主務チーム」に改め、同条中「市町村課」を「市町村チーム」に、「人事活性化チーム」を「人財活用チーム」に改める。

附 則

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

市町村課

長野県告示第298号

長野県看護職員修学資金貸与規程(昭和37年長野県告示第355号)の一部を次のように改正します。

平成18年3月31日

長野県知事 田中康夫

第2条第1号中「次に掲げる施設等」を「次に掲げる県内の施設等」に、「アの(ケ)」を「ケ」に、「助産師」を「助産師」に改め、同号のア及びイを次のように改める。

ア 医療法(昭和23年法律第205号)第7条の規定により許可を受けた病院のうち、病床数が200床未満のもの若しくは精神病床が80パーセント以上を占めるもの又は過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第2条第2項の規定により公示された市町村の区域にあるもの

イ 医療法第7条の規定により許可を受け、又は同法第8条の規定により届出をした診療所
第2条第1号に次のように加える。